

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	平成31年2月15日	
【会社名】	株式会社パピレス	
【英訳名】	PAPYLESS CO.,LTD.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 松井 康子	
【本店の所在の場所】	東京都千代田区紀尾井町3番12号	
【電話番号】	03 - 6272 - 9533 (代表)	
【事務連絡者氏名】	取締役総務・経理部長 須永 喜和	
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区紀尾井町3番12号	
【電話番号】	03 - 6272 - 9533 (代表)	
【事務連絡者氏名】	取締役総務・経理部長 須永 喜和	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	827,520,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)	

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	320,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 平成31年2月15日の取締役会決議によります。
2. 振替機関の名称および住所は次のとおりであります。  
名称：株式会社証券保管振替機構  
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
3. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法（平成17年法律第86号）第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり（以下、「本自己株式処分」といいます。）、金融商品取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込みまたは買付けの申込みの勧誘となります。

#### 2【株式募集の方法及び条件】

##### (1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	320,000株	827,520,000	-
一般募集	-	-	-
計（総発行株式）	320,000株	827,520,000	-

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。
2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

##### (2)【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
2,586	-	1株	平成31年3月4日	-	平成31年3月4日

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
3. 本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に割当予定先との間で当該株式の「株式総数引受契約」を締結しない場合は、当該株式に係る割当では行われなことになります。
4. 申込みおよび払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に当該株式の「株式総数引受契約」を締結し、払込期日までに後記(4)払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

##### (3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社パピレス 本店	東京都千代田区紀尾井町3番12号

##### (4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 池袋支店	東京都豊島区東池袋一丁目1番6号

#### 3【株式の引受け】

該当事項はありません。

## 4【新規発行による手取金の使途】

### (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
827,520,000	-	827,520,000

(注) 1. 発行諸費用は発生いたしません。

2. 新規発行による手取金の使途とは本自己株式処分による手取金の使途であり、発行諸費用の概算額とは本自己株式処分による諸費用の概算額であります。

### (2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額827,520,000円につきましては、平成31年3月4日以降、諸費用の支払等の運転資金に充当する予定であります。なお、実際の支出までは、当社銀行預金口座にて適切に管理を行う予定であります。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

### 1【割当予定先の状況】

#### a 割当予定先の概要

名称	三井住友信託銀行株式会社（信託E口） （再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口））
本店の所在地	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
直近の有価証券報告書等提出日	（有価証券報告書） 事業年度 第6期（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日） 平成30年6月29日 関東財務局長に提出 （半期報告書） 事業年度 第7期中（自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日） 平成30年11月28日 関東財務局長に提出

#### b 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術または取引関係	信託銀行取引があります。

(注) 割当予定先の概要および提出者と割当予定先との間の関係の欄は、平成31年2月15日現在のものです。

#### (a) 役員向け株式報酬制度の概要

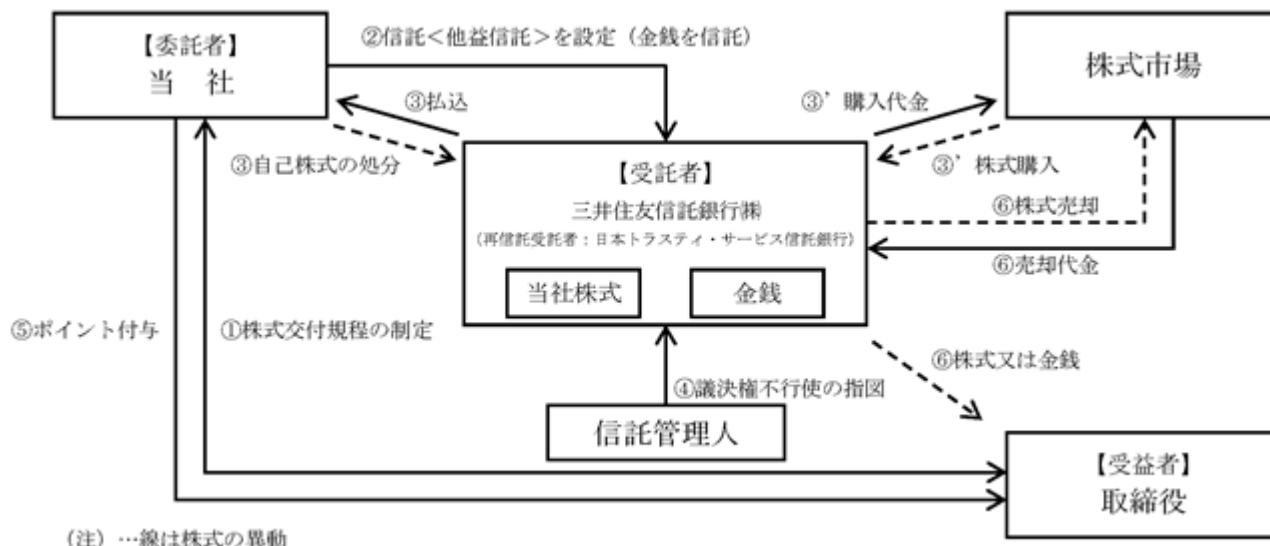
当社は、当社取締役（社外取締役を除きます。以下も同様です。）に対し、信託を用いた株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入しています。

本制度は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

本制度は、当社が金員を拠出することにより設定する信託（以下「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、取締役に対して、当社が定める株式交付規程に従って付与されるポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて交付される株式報酬制度です。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として毎年1回、所定の月です。

## (b) 役員向け株式交付信託の仕組みの概要



当社は取締役を対象とする株式交付規程を制定します。

当社は取締役を受益者とし設定済みである株式交付信託（他益信託）を設定します（かかる信託を、以下、「本信託」といいます。）。につき、当社は本制度に基づき取締役に交付するために必要な株式取得資金に相当する金額の金銭（ただし、株主総会の承認を受けた金額の範囲内の金額とします。）を追加拠出（追加信託）します。

受託者は今後交付が見込まれる相当数の当社株式を一括して取得します〔自己株式の処分による方法や、株式市場（ToSTNeT-1を含みます。）から取得する方法によります。〕。

信託期間を通じて株式交付規程の対象となる受益者の利益を保護し、受託者の監督をする信託管理人（当社及び当社役員から独立している者とします。）を定めます。

本信託内の当社株式については、信託期間を通じ議決権を行使しないこととします。

株式交付規程に基づき、当社は取締役に對しポイントを付与していきます。

株式交付規程及び本信託にかかる信託契約に定める要件を満たした取締役は、本信託の受益者として、累積ポイント相当の当社株式の交付を受託者から受けます。なお、あらかじめ株式交付規程・信託契約に定めた一定の場合に該当する場合には、交付すべき当社株式の一部を株式市場にて売却し、金銭を交付します。

なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に信託財産を管理委託（再委託）します。

## (c) 本信託の概要

当社にて導入している「役員向け株式報酬制度」にかかる信託

(1) 名称	役員向け株式交付信託
(2) 委託者	当社
(3) 受託者	三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)
(4) 受益者	当社取締役のうち受益者要件を満たす者
(5) 信託管理人	当社および当社役員から独立している第三者
(6) 議決権行使	信託の期間を通じて、本信託内の株式に係る議決権は行使いたしません。
(7) 信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
(8) 信託契約日	平成28年9月1日
(9) 金銭を追加信託する日	平成31年3月4日
(10) 信託の期間	平成28年（2016年）9月1日～2026年7月31日
(11) 信託の目的	株式交付規程に基づき当社株式を受益者に交付すること

## c 割当予定先の選定理由

当社では、取締役を対象に、当社の中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意欲を高めることを目的として導入できる報酬スキームを模索し、信託銀行、証券会社に相談しました。

本制度の導入にあたっては、三井住友信託銀行株式会社より提案を受け、同社のコンサルティングの品質等を総合的に判断した結果、本制度を導入することとし、当社を委託者、三井住友信託銀行株式会社を受託者として「株式取得管理交付信託(特定金外信託)契約」(以下、「本信託契約」といいます。)を締結しました。

本信託契約に基づいて、三井住友信託銀行株式会社(再信託受託者:日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)に設定済の信託口を割当予定先として選定いたしました。

なお、本制度は、平成28年5月13日付け取締役会及び平成28年6月27日開催の第22期当社定時株主総会において承認決議されています。当該承認決議を受け、平成28年8月15日付け取締役会決議により、割当予定先に対する本制度に基づく第三者割当による自己株式の処分を平成28年9月1日に行っており、今回が第2回目となります。

## d 割り当てようとする株式の数

320,000株

## e 株券等の保有方針

割当予定先である三井住友信託銀行株式会社(信託E口)(再信託受託者:日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口))は、本信託契約に基づき、信託期間内において取締役を対象とする株式交付規程に基づき当社株式等の信託財産を受益者に交付するために保有するものであります。

## f 払込みに要する資金等の状況

割当予定先の払込みに要する資金に相当する金銭につきましては、当社から本信託に拠出される信託金をもって割当日において信託財産内に保有する予定である旨、本信託契約書において確認しております。

## g 割当予定先の実態

割当予定先である三井住友信託銀行株式会社(信託E口)(再信託受託者:日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口))は、割り当てられた当社株式に係る議決権行使を含む一切の権利の保全および行使について、当社から独立した第三者である信託管理人の指図に従います。なお、信託管理人は、本信託の受託者である三井住友信託銀行株式会社(信託E口)(再信託受託者:日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口))に対して議決権行使に関する指図を行うに際しては、議決権を行使しないこととします。

割当予定先が暴力もしくは威力を用い、または詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体(以下、「特定団体等」といいます。)であるか否か、および割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かについては、割当予定先である三井住友信託銀行株式会社のホームページおよびディスクロージャー誌の公開情報に基づく調査を行い、同社の行動規範の一つとして「反社会的勢力への毅然とした対応」が掲げられ、その取り組みに問題がないことを確認しました。また、割当予定先が特定団体等または特定団体等と何らかの関係を有している者に該当しないことおよび自らまたは第三者を利用して暴力的な要求行為または法的な責任を超えた不当な要求行為を行っていないことの表明、ならびに、将来にわたっても該当せずかつ行わないことの確約を、本信託契約において受けています。

これらにより、割当予定先が、特定団体等には該当せず、かつ、特定団体等と何らかの関係を有していないと判断しております。なお、当社は、その旨の確認書を、株式会社東京証券取引所に提出しております。

また、再信託受託者である日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社につきましても、割当予定先同様、特定団体等または特定団体等と何らかの関係を有している者に該当しないことおよび自らまたは第三者を利用して暴力的な要求行為または法的な責任を超えた不当な要求行為等を行っていないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当せず、かつ、行わないことについて、本信託契約において確約を受けています。

従って、再信託受託者である日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社が特定団体等でないことおよび特定団体等と何らかの関係を有していないと考えております。

## 2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

### 3【発行条件に関する事項】

#### a 処分価額の算定根拠および発行条件の合理性に関する考え方

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため、平成31年2月14日(取締役会決議日の直前営業日)の東京証券取引所における終値である2,586円といたしました。

当該価額については、取締役会決議日の直前営業日の直近1ヶ月間(平成31年1月15日～平成31年2月14日)の終値平均2,495円(円未満切捨て)からの乖離率3.65%、直近3ヶ月間(平成30年11月15日～平成31年2月14日)の終値平均2,503円(円未満切捨て)からの乖離率3.32%、あるいは、直近6ヶ月間(平成30年8月15日～平成31年2月14日)の終値平均2,611円(円未満切捨て)からの乖離率0.96%となっていることから、当社株式の最近の平均株価からの乖離率を踏まえても合理的な価額となっております(乖離率はいずれも小数点第3位以下を四捨五入)。

上記を勘案した結果、本自己株式に係る処分価額は、処分予定先に特に有利なものとはいえず、合理的と考えております。

また、上記の処分価額につきましては、当社の監査役全員(3名、全員社外監査役)が、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

#### b 処分数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

処分数量につきましては、本制度導入に際し当社が制定した株式交付規程に基づき、信託期間中の当社取締役の役位および構成推移等を勘案のうえ、取締役に交付すると見込まれる株式数に相当するものであり、その希薄化の規模は、平成30年9月30日現在の発行済株式総数10,326,880株に対し、3.10%(平成30年9月30日現在の総議決権個数98,590個に対する割合3.25%。いずれも、小数点第3位以下を四捨五入)となります。

当社といたしましては、本制度は、当社取締役の報酬と当社株式価値の連動性を明確にし、中長期的には当社の企業価値向上に繋がるものと考えており、本自己株式処分による処分数量および希薄化の規模は合理的であり、流通市場への影響は軽微であると判断しております。

### 4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

## 5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の所有 株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合 (%)
天谷 幹夫	東京都練馬区	3,427	34.77	3,427	33.67
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	752	7.63	1,072	10.53
インフォコム株式会社	東京都渋谷区神宮前2-34-17	1,066	10.82	1,066	10.48
KBL EPB S.A.107704 (常任代理人 株式会社みずほ 銀行決済営業部)	43 BOULEVARD ROYAL L-2955 LUXEMBOURG (東京都港区港南2-15-1 品川 インターシティA棟)	750	7.62	750	7.38
日本出版販売株式会社	東京都千代田区神田駿河台4-3	540	5.48	540	5.31
資産管理サービス信託銀行株式 会社 (証券投資信託口)	東京都中央区晴海1-8-12 晴海 アイランドトリトンスクエアオ フィスタワーZ棟	265	2.69	265	2.61
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN(CASHPB) (常任代理人 野村證券株式 会社)	1 ANGEL LANE, LONDON, EC4R 3AB, UNITED KINGDOM (東京都中央区日本橋1-9-1)	228	2.32	228	2.24
松井 康子	千葉県市川市	181	1.84	181	1.78
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL (常任代理人 ゴールドマン・ サックス証券株式会社)	133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB U.K. (東京都港区六本木6-10-1 六 本木ヒルズ森タワー)	104	1.06	104	1.03
BNY FOR GCM RE GASBU (常任代理人 株式会社三菱U F J銀行)	BAHNHOFSTRASSE 45 CH-8021 ZURICH, SWITZERLAND (東京都千代田区丸の内2-7- 1)	104	1.06	104	1.02
計	-	7,420	75.27	7,740	76.05

(注) 1. 平成30年9月30日現在の株主名簿を基準としております。

2. 上記のほか自己株式465,521株(平成30年9月30日現在)があり、当該割当後は145,521株となります。ただし、平成30年10月1日以降のストック・オプションの権利行使に対する充当、並びに、単元未満株式の買い取りおよび売り渡しによる変動数は含めておりません。

3. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)および資産管理サービス信託銀行株式会社(証券投資信託口)の所有株式は、信託業務に係る株式です。

4. 平成30年9月28日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、SAMARANG UCITSが平成30年9月21日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として平成30年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記第三者割当後の大株主の状況には含めていません。

なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりです。

大量保有者 SAMARANG UCITS  
住所 11a Avenue Monterey L-2163 Luxembourg  
保有株券等の数 株式 750,800株  
株券等保有割合 7.27%

5. 所有株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

6. 所有議決権数の割合は小数点第3位を四捨五入して表記しております。

7. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、割当後の所有株式に係る議決権の数を、平成30年9月30日現在の総議決権数(98,590個)に本自己株式処分により増加する議決権数(3,200個)を加えた数で除した数値です。

**6【大規模な第三者割当の必要性】**

該当事項はありません。

**7【株式併合等の予定の有無及び内容】**

該当事項はありません。

**8【その他参考になる事項】**

該当事項はありません。

**第4【その他の記載事項】**

該当事項はありません。



## 第二部【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部【参照情報】

### 第1【参照書類】

会社の概況および事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第24期（自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日） 平成30年6月28日関東財務局長に提出。

#### 2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第25期第1四半期（自 平成30年4月1日 至 平成30年6月30日） 平成30年8月13日関東財務局長に提出。

事業年度 第25期第2四半期（自 平成30年7月1日 至 平成30年9月30日） 平成30年11月12日関東財務局長に提出。

事業年度 第25期第3四半期（自 平成30年10月1日 至 平成30年12月31日） 平成31年2月13日関東財務局長に提出。

#### 3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成31年2月15日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第5号）第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成30年6月29日に関東財務局長に提出。

### 第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書および四半期報告書（以下、「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成31年2月15日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、該当事項は本有価証券届出書提出日（平成31年2月15日）現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

### 第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社パピレス 本社  
（東京都千代田区紀尾井町3番12号）

株式会社東京証券取引所  
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第五部【特別情報】

### 第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。